2025 年 12 月 11 日

お客さま各位

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

名古屋銀行では、2021 年 6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に「5 年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会が策定した自主行動計画に示された「2026 年度末までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」目標に向けた対応として、下記の通り取り組んでまいりますので、お知らせいたします。

記

1. 2027 年 4 月 1 日以降を期日とする手形割引の新規実行終了

・でんさい割引は取扱いを継続します

2. 2027 年 4 月 1 日以降を期日とする手形貸付の新規実行終了

・今後は「証書貸付」「当座貸越」によるお取扱いといたします

以　上

手形・小切手機能の全面的な電子化は、官民一体となった取り組みです。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。

当行では、2026 年度末までに全面的な電子化を目指してまいりますので、お客さまにおかれましても、電子記録債権（でんさいネットサービス）ならびにインターネットバンキング 「名古屋ビジネスダイレクト」などの電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

【ご参考：名古屋銀行が提供するサービスについて】

〔手形をご利用のお客さま〕

・手形に代わる決済手段として、『でんさい』のご利用を推奨しております。
でんさいとはでんさいネットが取り扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

〔小切手をご利用のお客さま〕

・小切手に代わる決済手段として、名古屋銀行が提供するインターネットバンキング「名古屋ビジネスダイレクト」のご利用を推奨しております。

名古屋銀行 Bank of NAGOYA

名古屋銀行では、「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組み」として、以下のように対応しております。

	2025年度	2026年度	2027年度

当座預金から払戻しをされるお客さま

- **当座預金払戻請求書による払戻**
- **キャッシュカードによる払戻**

当行の手形・小切手をご利用のお客さま

- **手形（連続手形を含む）・小切手（自己宛小切手を含む）の新規発行**
  - **2026年3月31日をもって手形・小切手の発行受付終了**
- **手形・小切手の振出**
  - 2026年4月以降「他行を支払地とする手形・小切手の入金受付」を終了している金融機関もあるため、受取人が取引金融機関で入金できない可能性があります
  - **手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日とする**
  - 最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません

手形・小切手をお受け取りのお客さま

入金

- 支払地：当行 — **当行を支払地とする手形・小切手の入金**
  - 2026年10月以降は、振出日が2026年9月30日までの手形・小切手について入金が可能です
- 支払地：他行 — **他行を支払地とする手形・小切手の入金**
  - **2026年9月30日をもって他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了**

取立

- 支払地：当行 — **当行を支払地とする手形の取立**
  - 2026年10月以降は、振出日が2026年9月30日までの手形について取立が可能です
- 支払地：他行 — **他行を支払地とする手形の取立**
- **2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立は受付終了済です**

その他

- **「名古屋ビジネスダイレクト」のサービス時間拡大／「でんさいサービス限定名古屋ビジネスダイレクト」の取扱い**
  - 月間基本手数料は無料、でんさいサービスの利用にあたっては別途手数料がかかります
- **代金取立手形照合表・譲渡担保手形照合表の発行**
- **2027年4月以降を期日とする手形割引の新規実行**
  - でんさい割引は取扱いを継続します
- **2027年4月以降を期日とする手形貸付の新規実行**
  - 今後は証書貸付・当座貸越で対応します